

飯能市告示第 1 0 0 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動について時間及び区域に区分ごとの規制基準を次の表のとおり定め、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

飯能市長 沢 辺 滯 壺

特定工場等において発生する振動について時間及び区域に区分ごとの規制基準
次の表のとおり

時間の区分 区域の区分	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	夜間（午後 7 時から翌日の午前 8 時まで）
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 第一種区域及び第二種区域の区域の区分は、次に定めるとおりとする。
 - 第一種区域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域以外の地域
 - 第二種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
- 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じて得た値とする。